

専決処分

下水道工事（工事請負契約）

◇兼久第1処理分区枝線工事（その4）

設計変更等に伴う26万円の減額で変更後は4,751万5千円に

契約の相手：東洋コンクリート株式会社（西原町）

条例の改正

◇西原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について （提案理由）

人事院の給与改定に関する勧告及び沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告がなされたことなどにより、西原町職員の給与に関する条例に定める給料及び扶養手当に関する規定等の改正を行う必要がある。

◇西原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について （提案理由）

平成20年4月1日から実施する前期高齢者に係る国民健康保険税の特別徴収の制度導入に当たり、西原町国民健康保険税条例の改正が必要である。

◇南部広域行政組合規約の変更について （提案理由）

南部広域行政組合の組織団体である糸満市が、平成20年1月31日限りで同組合の一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務の共同処理を取り止めることに伴い、南部広域行政組合規約を変更する必要性が生じたため。

◇糸満市が南部広域行政組合の一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務の共同処理を取り止めることに伴う財産処分について

（提案理由）

南部広域行政組合の組織団体である糸満市が、平成20年1月31日限りで、同組合の一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務の共同処理を取り止めることに伴い、当該事務に係る財産処分の必要性が生じたため。